

県南広域振興局長告示第61号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、永沢土地改良区（胆沢郡金ヶ崎町）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成24年4月17日

県南広域振興局長 田村均次

理事

高橋信一 胆沢郡金ヶ崎町永栄向細野15番地